

令和 7 年度償却資産（固定資産税）申告の手引き

申告書が届いた方は、必ず提出をお願いします。

提出期限 令和 7 年 1 月 3 1 日（金）

※期限間近は混雑しますので、お早目（1 月中旬頃）の提出にご協力ください。

提出・問合せ先：燕市役所税務課資産税係（2 階 9・10 番窓口）
〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地
TEL 0256-77-8146（直通）※開庁日の 8:30～17:15

1 申告の対象となる償却資産の範囲

法人や個人で事業を行っている方（例：工場や商店及び農業等の経営をされている方や、駐車場・アパートなどを貸し付けている方）が、その事業のために用いる構築物、機械、工具・器具等の資産を償却資産といいます。

燕市内に償却資産を所有されている方は、毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在の資産の所有状況を申告する必要があります。（地方税法第 383 条）

申告の対象となるのは、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、その減価償却額または減価償却費が損金または必要な経費に算入される資産です。（例外は P3 の「3 申告の必要がない資産」）

※遊休又は未稼働の資産であっても、事業の用に供することができる状態にあれば申告が必要です。

償却資産の種類と具体例

番号	資産の種類	主 な 償 却 資 産 の 例 示
1	構 築 物	舗装路面、外構工事、広告塔、消雪設備、門、塀、育苗ハウスなど
	建物附属設備	受変電設備、自家発電設備、工場用動力配線、LAN 設備など
	テナントが設置した設備	テナントが取り付け付けた内装、内部造作、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備など
2	機械及び装置	製造機械、加工機械、土木建設機械、印刷機械、プレス機、溶接機、農業用機械、搬送装置（コンベアー、クレーンなど）、クリーニング設備など
5	車両及び運搬具	台車、大型特殊自動車（長さ 4.7m、幅 1.7m、高さ 2.8m、最高速度 15 km/h をひとつでも超えるショベルローダなど）
6	工具・器具及び備品	レジスター、応接セット、金庫、ロッカー、陳列ケース、事務機器、音響機器、冷暖房機器、看板、自動販売機、理容・美容器具、医療器具、工具など

最高速度が 35 km/h 未満のトラクター・コンバイン、田植機等の農耕車は、軽自動車です。



フォークリフトは、
①長さ 4.7m 以内 ②幅 1.7m 以内
③高さ 2.8m 以内 ④最高速度 15 km/h 以内
全てに該当すると軽自動車です。



公道走行の有無に関わらず、軽自動車の登録が必要です。（償却資産申告不要）

2 申告の方法

■ 「償却資産種類別明細書（減少・修正資産用）」（赤色）が送付されている方

提出書類

- ①償却資産申告書（償却資産課税台帳）（緑色）
- ②償却資産種類別明細書（減少・修正資産用）（赤色）
- ③種類別明細書（増加資産・全資産用）（緑色）

- ・ 資産の増加・減少がない場合は、「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」（緑色）の備考欄、「2. 資産増減なし」に○をつけ、必ず申告してください。
- ・ 明細書（赤色）には、令和6年度で登録されている全ての資産が打ち出されています。減少資産や修正がある場合は、この用紙に記入してください。
- ・ 令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加した資産がある場合は、「種類別明細書（増加資産用）」（緑色）に必要事項を記入してください。

■ 新規開業、初めて申告される方

■ 資産をお持ちで、「償却資産種類別明細書（減少・修正資産用）」（赤色）が送付されていない方（自社の電算処理による全資産申告をされる方）

提出書類

- ①償却資産申告書（償却資産課税台帳）（緑色）
 - ②種類別明細書（増加資産・全資産用）（緑色）又は電算打出しのもの
- ※必ず全資産分の添付をお願いします。

初めて申告される方

令和7年1月1日現在燕市内に所有する全資産について、種類別明細書（緑色）に「資産の種類」「資産の名称等」「数量」「取得年月」「取得価額」「耐用年数」「増加事由（該当番号に○）」を記入してください。

自社の電算処理による全資産申告の場合

令和7年1月1日現在燕市内に所有する全資産について、「取得価額」「評価額」「決定価格」「課税標準額」を算出してください。

※税理士の変更等により前年度の申告内容が不明な場合は、税務課資産税係（0256-77-8146）までご連絡ください。

■ 廃業・解散・事業所等を市外へ移転された方

■ 該当資産がない方

提出書類

- ①償却資産申告書（償却資産課税台帳）（緑色）

廃業・解散・市外へ移転など、燕市内で事業を行わなくなった場合

備考欄、「4. その他」に燕市内で事業を行わなくなった旨を記入してください。

※詳細が書かれていないと、次年度以降も申告書類が送られますので必ず申告してください。

該当する資産がない場合

燕市内で事業をされている場合は、備考欄、「3. 該当資産なし」に○をつけてください。

3 申告の必要がない資産

固定資産税の課税の対象にならない資産は、以下のようなものがあります。

- ・ 自動車税、軽自動車税の対象となる自動車等
- ・ 家庭用の資産（事業用に使用されないもの）
- ・ 耐用年数が1年未満の資産
- ・ 取得価額が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの（いわゆる少額償却資産）。ただし、10万円未満の事業用資産であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っている場合は課税の対象となります。
- ・ 取得価額が10万円以上20万円未満の事業用資産で、法人税法または所得税法上、事業年度ごと一括して3年間で損金に算入されたもの（一括償却）
- ・ 無形固定資産（意匠権、商標権、営業権、特許権など）
- ・ リース資産で、貸付先で事業に使われている場合は、貸付人が申告するため、借受人の申告は不要です。（ただし、リース資産の所有者がその資産を譲渡することを条件として賃貸し、借受人が事業の用に供している場合は、借受人が申告してください。）

4 償却資産の評価方法について

- ① 申告された内容により、所有されている資産1品（または1組）ごとの取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価額を算出します。

- ・ 前年中に取得した資産＝取得価格× $(1-r/2)$
- ・ 前年前に取得した資産＝前年度評価額× $(1-r)$

※ r ＝耐用年数に応じた減価率

毎年この方法により計算していき、評価額が取得価額の5%を下回った際は、取得価額の5%が評価額となります。

《減価残存率表》「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」から作成

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得 ($1-r/2$)	前年前取得 ($1-r$)
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858
16	0.134	0.933	0.866

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得 ($1-r/2$)	前年前取得 ($1-r$)
17	0.127	0.936	0.873
18	0.120	0.940	0.880
19	0.114	0.943	0.886
20	0.109	0.945	0.891
21	0.104	0.948	0.896
22	0.099	0.950	0.901
23	0.095	0.952	0.905
24	0.092	0.954	0.908
25	0.088	0.956	0.912
26	0.085	0.957	0.915
27	0.082	0.959	0.918
28	0.079	0.960	0.921
29	0.076	0.962	0.924
30	0.074	0.963	0.926
...	...	...	...

- ② 評価額（課税標準額）×税率（1.4%）＝税額 となります。

※評価額（課税標準額）の合計が150万円に満たなければ、償却資産に対する固定資産税は課税されません。

5 申告書類の書き方

用紙は複写式です。添付の「申告書類の書き方」(ピンク色)を参考に、ボールペン等で強く記入し、「提出用」を提出してください。自社の電算処理による申告書の提出も可能です。

6 その他のお知らせ

「課税標準の特例」

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条等に定める資産については、課税標準の特例が適用されます。(例：先端設備等)

該当の資産を申告する際は、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の摘要欄に「特例資産/適用条項」を記入し、特例に該当する資産であることを証明する資料を添付してください。

不明な点は税務課資産税 1 係(0256-77-8146)までお問い合わせください。

「過年度課税について」

申告により、現年度だけでなく過年度に遡及して課税が発生することもありますのでご了承ください(地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により)。なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は 1 回となりますので、ご注意ください。

「実地調査のお願い」

償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づいて実地調査を行うことがあります。

また、地方税法第 354 条の 2 の規定に基づき、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、燕市への申告内容に差異が見受けられた際は、実地調査を含め、確認させていただきます。

なお、調査などに伴い、修正申告が必要な場合があります。それにより、修正年度が過年度に遡及することもあります。

「申告をされない場合または虚偽の申告をされた場合」

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条及び燕市税条例第 63 条の規定により、過料を科されることがあります。

虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、罰金を科されることがあります。



控えの返送を希望される場合

→切手を貼った返信用封筒の同封をお願いします。
※郵便料金の確認をお願いします。

自社の電算処理による申告書を提出される場合

→同封の「償却資産申告書(提出用)」を添付してください。

電子申告(エルタックス eLTAX)でも申告できます

→利用方法等は eLTAX のホームページをご確認ください。



959-0295

新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

燕市役所 税務課資産税 1 係 行

←郵送で提出される場合は、宛名ラベルとして
切り取ってお使いください。